

7月中旬に介護保険料決定通知書と介護保険負担割合証を送付します。

●介護保険料決定通知書について

65歳以上の方(介護保険の第1号被保険者)で、年金からのお支払いにより保険料を納めていただいている方に、送付します。

また、口座振替や納付書等で保険料を納めていただいている方には、4月に決定通知書を送付しましたが、保険料段階の変更や納付方法が年金からのお支払いに変更となる方には改めて送付します。

●介護保険負担割合証について

要介護・要支援認定を受けている方及び総合事業の事業対象者の方全員に、送付します。負担割合証には令和4年8月から令和5年7月に介護サービス等を利用する際の自己負担割合(1割から3割)を記載しています。

介護サービス等を利用する際に、「介護保険被保険者証」と併せてサービス提供事業者に提示をお願いします。

問合せ 保健福祉課(介護保険)4階41番
☎6267-9859 FAX 6264-8285

7月下旬に国民健康保険高齢受給者証を送付します。

大阪市国民健康保険に加入の70歳から74歳の方に新しい高齢受給者証を送付します。

現在のものは8月から使用できなくなります。7月中に届かない場合は、お問い合わせください。

問合せ 窓口サービス課(保険)1階4番
☎6267-9956 FAX 6264-8284

後期高齢者医療制度の改正にともない、7月(水色)と9月(黄色)に被保険者証を、7月に保険料決定通知書を送付します。

新しい被保険者証(水色)を7月上旬に簡易書留で送付します。7月中に届かない場合や郵便局の保管期限を過ぎた場合は、お問い合わせください。現在の被保険者証(桃色)は8月から使えなくなります。

10月の制度改正により、住民税課税所得が28万円以上の方で一定以上の所得の方は、現役並み所得者(3割負担)を除き、医療費の窓口負担割合が2割となります。この制度改正の影響により、令和4年については、9月にも新しい被保険者証(黄色)を送付します。

2割負担になる方は、施行後3年間は外来の月々の負担増加額が最大3,000円までとなる配慮措置があります。詳しくは、7月の被保険者証送付時に資料を同封いたしますので、ご確認をお願いします。

また、保険料決定通知書を7月下旬に送付します。保険料を年金からお支払いされている方は、口座振替による納付方法にも変更できますので、お問い合わせください。

問合せ 窓口サービス課(保険)1階4番
☎6267-9956 FAX 6264-8284

高等学校等への進学に向けた奨学金等制度説明会

各種奨学金制度の情報提供及び就学支援金等についての説明会・相談会です。奨学金制度の利用を検討されている方はぜひご参加ください。

とき 8月4日(木) 19:00~20:00

ところ J:COM中央区民センター 第3会議室(久太郎町1-2-27)

対象 中学校3年生の生徒及び保護者等

申込み 7月25日(月)までに
電話・FAX等にて(先着順)

問合せ 大阪市教育委員会事務局
学校運営支援センター
☎6115-7641 FAX 6115-8170



申込みはコチラ

第72回「社会を明るくする運動」

立ち直り支援の輪を広げよう

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする運動です。

中央区民のつどい

中央区人権啓発推進事業 映画会「しゃぼん玉」 費用無料

親に見捨てられ、通り魔や強盗傷害を繰り返す無軌道な若者が、逃亡先で偶然に出会った老婆や村の人々の愛情によって無くした感情を取り戻していく。血のつながりを超えた絆と、人間の再生を描いた感動傑作です。

原作:乃南アサ 出演:林遣都 市原悦子 ほか



©2016「しゃぼん玉」製作委員会

とき 7月26日(火) 14:00~16:00(開場13:30)

ところ J:COM中央区民センター ホール(久太郎町1-2-27) 対象 どなたでも 定員 100名(多数抽選)

申込方法 「7/26映画会」と明記のうえ、代表者の住所・氏名(ふりがな)・電話番号(FAX応募の場合はFAX番号も)・参加者全員の名前を記入のうえ、往復はがきまたはFAX・いちようネットにて(1つの申込につき4名まで。複数申込は無効。)

※消せるボールペンでの記載はしないでください。無効となる場合があります。



申込はコチラ

申込締切 7月15日(金)

送付先 〒541-8518 大阪市中央区久太郎町1-2-27中央区役所市民協働課「7/26映画会」係 FAX 6264-8283

主催 中央区役所・中央区人権啓発推進協議会・社会を明るくする運動中央区推進委員会

区内の小・中学生による絵・ポスター・作文展

「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」をテーマに、応募されたなかから優秀作品の展示を行います。

とき 7月1日(金)~29日(金) ところ 中央区役所1階ロビー(久太郎町1-2-27)

問合せ 市民協働課(市民活動支援・教育)5階53番 ☎6267-9743 FAX 6264-8283



食中毒を予防しましょう!

食中毒は1年中発生していますが、食中毒菌が増殖しやすい7月から9月にかけて多くなる傾向があります。

次の6つのポイントを守り、家庭から食中毒をなくしましょう。

- ①肉、魚、野菜などの生鮮食品は、新鮮なものを購入し、早く持ち帰りましょう。
- ②冷蔵や冷凍の必要な食品は、すぐに冷蔵庫や冷凍庫に入れ、詰めすぎに注意しましょう。
- ③生の肉、魚、卵を扱った後は、そのつど手や調理器具を洗浄・消毒しましょう。
- ④加熱して調理する食品は、十分に加熱しましょう(中心温度75℃、1分間以上)。

⑤食卓につく前に手を洗い、室温で長く放置せず、できるだけ早く食べましょう。

⑥残った食品は清潔な容器で素早く冷却し、冷蔵・冷凍保存しましょう。

9月30日(金)まで「食中毒注意報の発令」と「食中毒予防の啓発」をテレホンサービス(☎6208-0963)、Twitter(@ocfs_news)で行っています。また「食中毒注意報」発令時には、保健福祉センターに「食中毒注意報発令中」の掲示も行いますので、ご確認ください。

問合せ 保健福祉課(生活環境)1階11番
☎6267-9973 FAX 6267-0998

見守る! つながる! 気にかける! — 住み慣れたまちで安心して暮らし続けるために —

見守り相談室
からのお知らせ

地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業 書面による同意確認を行っています!

12面も
ご覧ください

見守り相談室では、大阪市福祉局からの行政情報をもとに地域の見守り対象となる方に同意書を発送・同意確認を行い「要援護者名簿」を作成しています。

同意確認できた方の情報を地域に提供し、地域の見守り活動につなげています。

対象の方

- 高齢者(要介護3以上、要介護2以下でも日常生活自立度Ⅱ以上の方)
- 音声言語機能障がい(3級)
- 精神障がい(1級)
- 知的障がい(療育A)
- 身体障がい(1・2級)
- 難病患者(人工呼吸器装着等の医療機器への依存が高い人)
- 肢体不自由(3級)
- 視覚障がい・聴覚障がい(3・4級)

郵送物



同意書の返信にご協力ください

うす黄色の封筒でお送りしています

対象者へは8月頃に個別で送付します。届いた方は、ぜひご返信ください。

名簿の登録

地域からの見守り



地域とのつながり・専門職とのつながり・災害時の要援護者の把握

問合せ 見守り相談室(中央区社会福祉協議会内) ☎6763-8139 FAX 6763-8151